

CO-OP海外あんしんサポート24(あんサポ24) 会員規約

第1章(総則)

第1条(会の目的と設置)

- 1.本会は、「CO-OP海外あんしんサポート24(以下「本サービス」といいます。)」と称します。
- 2.本会は、全国大学生生活協同組合連合会(以下「大学生協連」といいます)に加盟する大学生協で海外旅行を申し込まれた組合員の「トラブルサポートサービス(CO-OPあんしんダイヤル)」および「補償サービス(海外旅行保険)」の提供を目的として、大学生協連に設置します。

第2条(会員)

- 1.会員とは、大学生協で海外旅行を申し込まれた組合員で、所属生協へ本サービスの所定会費を支払い、かつ、本会への入会を認められた者をいいます。
- 2.会員は入会した時点で、この会員規約の内容を承諾しているものとみなします。

第3条(会員証の発行と取り扱い)

- 1.本会は、会員1名につき固有の会員番号を記載した会員証を発行します。会員は、会員証を受け取った際に、直ちに署名欄に自署するものとします。
- 2.会員証は、会員本人が携帯・使用するものとし、他者に使用させることはできないものとします。

第4条(会員証の譲渡禁止等)

会員は、その権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供するなどの行為はできないものとします。

第5条(退会・会員資格の取り消し)

- 1.旅行出発前までに入会の取り消しの申し出があった場合、事務手数料を差し引いた会費を返金して、入会を取り消すものとします。
- 2.原則として、旅行出発後の入会の取り消しはできないものとします。
- 3.会員が以下のいずれかに該当した場合、本会は会員に通知することなく、会員資格の取り消しを行うことができるものとします。
 - 1)入会時に虚偽の申告をした場合
 - 2)本会員規約のいずれかに違反した場合
 - 3)その他、本会が会員として不適格と判断した場合

第6条(会員証の再発行)

会員証の紛失・盗難・汚損・毀損・滅失等の場合には、旅行出発前までに会員より申し出があった場合、かつ、本会が適当と認めた場合に限り、会員証を再発行します。

第7条(個人情報)

本会は、申込書記載の会員情報ならびに本サービスの利用状況などの会員の個人情報について、提携先を除く第三者に開示・提供しないものとします。

第8条(免責)

本会および本会の提携先は、故意または重大な過失がない限り、本サービスが提供した情報の利用によって生じた会員または他者の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)およびサービスを利用できなかったことにより発生した会員または他者の損害に対し、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

第9条(規約の変更)

本会は、運営上、必要と判断した場合、この会員規約を変更できるものとします。この場合には、本サービスの利用条件は変更後の利用条件によります。

第2章(トラブルサポートサービス「CO-OPあんしんダイヤル」)

第10条(サービスの目的)

トラブルサポートサービスとは、東京海上インターナショナルアシスタンス株式会社と提携して、会員が世界各地(日本国内を含みます。)から、CO-OPあんしんダイヤルへ電話(フリーダイヤルまたはコレクトコール)していただくことにより、可能な限りトラブル解決のサポートを行うことを目的とします。

第11条(サービスの内容)

- 1.会員から電話があった場合、以下の事項について可能な限りトラブル解決のサポートを行います。
 - 1)病気や事故(ケガ)に関するサポート
 - 2)クレジットカードの盗難・紛失に関するサポート
 - 3)パスポートの盗難・紛失に関するサポート
 - 4)電話による通訳
 - 5)緊急メッセージの伝達
 - 6)旅行先に関する安全情報の提供
 - 7)旅行先ホテル情報の提供
 - 8)航空会社の予約センターの電話番号案内
 - 9)空港への送迎サポート
 - 10)海外渡航時における旅行商品の解約・変更に関する情報提供
- 2.以下の事項に関しては、本サービスのサポートの対象外とします。
 - 1)航空券・ホテル等の旅行商品の解約・変更等の旅行契約に関わる手続き
 - 2)航空会社への連絡・手続き
 - 3)クレジットカード会社等への届出
 - 4)その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

第12条(サービスの利用期間)

- 1.トラブルサポートサービスの利用期間は、会員証が発行された時点から、会員証に記載される有効期限までとします。
- 2.利用期間に変更が生じた場合、会員はすみやかに本会に届出を行うものとします。
- 3.前項の届出がなかったことにより会員が被る不利益に関して、本会は一切の責任を負いません。

第3章(補償サービス「海外旅行保険」)

第13条(サービスの目的)

補償サービスとは、大学生協連と東京海上日動火災保険株式会社が協同で独自設計した海外旅行保険を提供することを目的としています。

第14条(サービスの内容)

会員には本会が定めた補償内容の海外旅行保険が自動的に付保されます。但し、旅行開始前に発生したケガ、発病した病気については補償されません。

第15条(サービスの利用期間)

- 1.補償サービスの利用期間は、会員が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行期間中とします。
- 2.利用期間に変更が生じた場合、会員はすみやかに本会に届出を行うものとします。
- 3.前項の届出がなかったことにより会員が被る不利益に関して、本会は一切の責任を負いません。

当会の個人情報の取扱いに関する方針は、こちらをご覧ください <https://www.univcoop.or.jp/info/privacy.html>

⚠️ お申込に当たっての注意

- 1.当会は大学生協にて海外旅行を申込まれた方のみ会員になれる制度です。当会会員申込のみの受付はできません。また、申込手続きは、旅行を申し込まれた生協店舗にて旅行申込手続き(旅行代金の支払)の完了までに行ってください
- 2.当会の補償サービス利用期間は、海外旅行の目的をもって住居を出発する日から、目的を終了して住居に帰着する日までの全期間を設定してください(旅行期間の一部のみを設定することは原則としてできません)
- 3.当会で付帯する海外旅行保険では、歯科疾病及び旅行開始前に発生したケガ、発病した病気については補償されません。また、健康診断等単なる検査の費用は支払い対象外となります
- 4.渡航先に保険補償があることを証明する「付保証明書」の発行が必要な方は、お申込時に受付店舗までお申出ください。尚、「付保証明書」は付帯保険会社である東京海上日動火災保険株式会社が発行、送付を行います。発行には受付より1週間程度要しますので、時間に余裕をもったお申し込みをお願いいたします
- 5.渡航先(国、受入機関など)によっては、保険補償について一定の条件がつく場合があります。当会の補償がそれに合っているかはお申込前にご自身でご確認をお願いいたします(例えば、ドイツ・チェコ・イタリアに90日を超えて滞在される方は現地に査証の取得が必要となりますが、当会の補償はその取得条件に合致していません。また、長期渡航の際に渡航先の国で用意される健康保険[Health Insurance]への加入を義務付けられることがあります。当サービスに付帯される海外旅行保険ではその代用にならないことがあります)
- 6.査証の取得について、当会の補償及び当会あるいは付帯保険会社が発行する書類が必要書類に該当するかについては、お申込前にご自身でご確認をお願いいたします
- 7.旅行期間が変更になる場合は、旅行開始前はお申込の店舗にて、旅行開始後は下記事務局まで必ずお申出ください
- 8.お申込後の取消につきましては、キャンセル料として、保険期間が31日まで700円、32日以上は1,200円(いずれも税込)を申し受けますので、ご了承ください

以下に該当する方は、 当会の会員になることができません

- ① 帰国の予定がない方
- ② 永住目的で渡航される方

当サービスでは補償できない主な事例

- ① 渡航中に行う危険な運動による事故
※具体的には以下のものを指します。
 - ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダーなど)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
 - ・航空機の操縦(路線便の運行、職務での操縦を除く)
 - ・自動車等の乗用車による競技、試運転等
- ② 渡航中に行う危険な仕事(建設・土木工事など)による事故
- ③ (レンタカーを含む)自動車での対人・対物賠償事故
- ④ 歯科疾病、旅行開始前に発生したケガ、発病した病気など

発行:全国大学生生活協同組合連合会
「あんサポ24」事務局
平日10:00~17:00(土、日、祝日、年末年始、8月11日~16日は休業)
03-5307-1162 E-Mail:anshin@univcoop.or.jp
2020年9月発行

取扱店